

2025年度 第5回 理化学研究所 和光倫理審査第一委員会 議事録

日時：2025年12月12日（月）16時00分～17時10分

開催方法：オンライン会議

出席委員：木村 彰方（委員長）、北城 圭一、高田 篤、玉腰 暁子、林 朗子、藤本 明洋、港 隆史、遠藤 由紀子、川嶋 実苗、菅野 義彦、浅川 茂樹（順不同）

欠席委員：（なし）

事務局：石岡、堀江、三代、井野、中西、山野（安全管理部生命倫理課）

議事内容：

1. 研究計画審査（審議事項）

① 新規申請

受付番号	：	【W2025-071】
研究課題名	：	ヒトトランスクリプトームデータを用いたRNA制御機構の解明
研究概要	：	本研究は、 <input type="checkbox"/> 機関をはじめとする国内外の公共データベースに登録されたヒトRNA-seqデータ等の網羅的解析を通じて、加齢に伴い変化する〇〇や、××領域を明らかにすることを目的とする。
研究責任者	：	PRI・齋藤生命現象エンジニアリング理研ECL研究チーム・理研ECL研究チームリーダー・齋藤 諒
説明者	：	齋藤 諒(理研ECL研究チームリーダー)、笠原 朋子(特別研究員)

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A委員：検体数は、最大で5,000検体とおっしゃいましたが、最少どのくらいを考えているか。

説明者：大体300を最少と考えている。

A委員：開けてみないと数はわからないところがあり、それに従ってデータの数というのは変わってくると思うが、研究計画書に追記していただければと思う。

説明者：承知した。

B委員：2点ほどお伺いしたいが、1点目は、これはカウントデータのみを用いるという理解でよろしいか。

説明者：出力にはFASTQのデータから解析する予定である。

B委員：FASTQの場合、RNA、cDNAのため、今のガイドラインの解釈だと、個人識別符号にはならないが、個人特定可能性はあり得るデータになってしまうと思う。（委員の）皆さま、もしくは事務局で、コンセンサスがあれば伺いたい。2点目は、このデータは、現在理研に存在しているというわけではないか。

説明者：はい。

B委員：その場合、新規（情報）の取得になるかと思うが、これも皆さまにご意見を伺いたい。

A委員：まず、新規かどうかということに関すると、これは理研にはないが△機関にはあるため、既存データの利用になるのではないかと思うが、事務局、ここの整理はどうか。

事務局：「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」（以下「指針ガイダンス」）には、「研究計画書が作成されるまでに既に存在する情報」というのが「既存情報」という定義があり、それに準ずると、既存情報になると考える。

B 委員：その場合、倫理審査承認後に登録されたデータを使えない、またはそれを使う可能性がある場合、新規と既存の両方を書いておくべきということになるのか。

事務局：指針ガイダンス「既存試料・情報」の定義について、いま B 委員からご質問があったものは②（研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったもの）に該当すると考える。

B 委員：ほかの計画で取得されたものということか。

事務局：その通りである。ほかの計画で取得されたものについても、既存情報という考え方になる。

B 委員：承知した。

A 委員：もう一点のほう、個人を特定できるかというところはどうか。

事務局：RNA に関しては、現時点では、個人識別符号には該当しないものと整理している。

B 委員：個人識別符号ではないことは理解しているが、個人特定可能性がある情報として、個人識別符号「無」で個人情報「有」にしたほうがいいのか。

A 委員：照合しなければ個人を特定できないと言えるが、安全を見込んでおいたら、B 委員の指摘したとおりである。

事務局：（審査資料の）通し 6 ページのところ、「5. 理研における個人情報の保護（本研究における理研での個人情報の有無）」は「有」にチェックした上で、個人識別符号には該当しないものとして管理をしていただくということか。

B 委員：そのほうが安全策であると思う。

事務局：そのように対応する。

C 委員：「機関外サーバで暗号化して」と書いてあったが、「暗号化」は、本当にするのか。データが大きいので、暗号化せずにプロテクトするだけではないか。

説明者：おっしゃるとおりである。

C 委員：書き換えられたほうが良いかと思う。

D 委員：研究計画書 2 ページ目「研究方法」の欄で、「解析に用いるデータは、いずれも復元することができないよう加工済みで」とありますが、「復元」というのは個人を特定するという意味か。

説明者：おっしゃるとおりである。

D 委員：承知した。データベースからの情報の入手については、一般に入手可能と考えて良いか。

説明者：データによっては、倫理審査委員会で審議されていれば、入手は可能という形である。

事務局：使用予定データの一部が制限データになる可能性があり、△機関側では、制限公開データについては使用機関側での倫理審査を求めているため、審査の対象にさせていただいている。

D 委員：承知した。

E 委員：研究計画書 4-2 の「既存試料・情報」の「取得時期」のところは、「2015 年～」となっているが、何か意図されているのか。

説明者：データベースに登録された年が 2015 年になっているため、そのように設定した。

E 委員：利用したいデータが 2015 年以降ということか。

説明者：その通りである。

E 委員：承知した。●●は 2005 年位からだと思うが、それに関しては、調べられたか。

説明者：●●に関してはまだ調べていない。

E 委員：自由にダウンロードできるので、問題ないと思う。△機関のデータベースに関しては 2015 年以降ということで承知した。先ほど D 委員が質問された「復元」の部分の記載について、「個人情報」という言葉を記載していただいたほうが混乱せずに済むかと思う。

A 委員：何を復元するかということかと思う。書き加えていただいたほうが良い。

(説明者退室)

A 委員：研究計画書の不十分なところについて記載していただくということと、確認は迅速審査で対応できるのではないかと思うが、よろしいか。

〔「はい」という声あり〕

では、質問があった点について記載を追記して、迅速審査で対応するということにしたい。

審査結果： 継続審査

② 新規申請

受付番号	:	【W2025-074】
研究課題名	:	Privacy Perception in Continuous Vision-language Model Interactions
研究概要	:	本研究は、コンピューターサイエンス分野における視覚言語モデル(VLM)のプライバシーリスクの体系化を目的とする。
研究責任者	:	AIP・AI Safety and Reliability Unit・Special Postdoctoral Researcher・XU, Anran
説明者	:	XU, Anran (基礎科学特別研究員)、荒井 ひろみ (ユニットリーダー)

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

F 委員：(実験時間が) 一番長い人で 30～45 分かかるとのことだったと思う。謝礼が 8USD で、1 時間当たり 12USD 以上にしなさいというルールに対して少ないと思うが、どうか。8 ドルで 45 分だと、(謝礼の基準に対して) 足りないのではないか。

Anran Xu(説明者)：研究計画書に記載している謝礼額は、1 時間 12 ドル。今は 15 ドルに上げる予定がある。平均的に(実験)時間は 40 分位で、10 ドルを参加者に渡す。

F 委員：一人ひとりで見た時に、基準をクリアしていない人が出ないかというのが質問の意図である。

Anran Xu(説明者)：今は円安のため 15 ドルは、日本円としては 2,500 円位なので、それより上げることは難しい。

F 委員：承知した。「more than 12USD per hour per participant」は、ルールではないのであれば良い。

B 委員：プライバシーリスクの評価に使う画像というのは、どういうふうに収集する、もしくは生成するのか。

Anran Xu(説明者)：All the videos are actually from open datasets, which is called Ego4D. So, all the participants who contributed the videos in Ego4D actually show their consent to share these videos. Only electing participants for this research to annotate existing videos. So there are no extra privacy issues.

B 委員：And also no concern about their copyrights?

Anran Xu(説明者)：Yes, because it's open source, for the research purposes, I think it's fine.

B 委員：Thank you for your explanation.

E 委員：同意撤回文書は、メールで送るとのことだと思う。メールアドレスを意図せず入手してしまうが、それは問題ないか。

Anran Xu(説明者)：They don't need to send us an e-mail to submit a withdrawal of their consent. They can just message me through the Prolific and say that they want to withdrawal. So, in this case I think that we don't need an e-mail address from them.

E 委員：Thank you for your explanation.

A 委員：メールでは来ない？

荒井(説明者)：その通りである。プラットフォーム上でメッセージのやりとりが完結するので、プラットフォーム上の匿名の ID がわかれば、問題ないという状態である。

G 委員：参加者に対して、回答は匿名でとお願いしていると思うが、実際にデータ取得後に匿名になっているかどうかの確認はされるのか。

荒井(説明者)：メールアドレスや個人名を聞くような質問は想定していない。事故がなければ書くことはないと思う。個人を特定することができない情報のみ収集する予定である。

G 委員：承知した。

H 委員：個人を特定できる情報を回答で出してしまう場合等、事故的な案件の際は、どう対応するのか。

荒井(説明者)：削除して、公開データの中には含めないという対応をとりたい。

H 委員：それを明記したほうが良い。

荒井(説明者)：承知した。

A 委員：その部分だけ削除するのではなくて、データそのものを削除するのか。

荒井(説明者)：その通りである。

(説明者退室)

A 委員：マイナーなポイントだが、説明を加えていただくところがある。修正後、迅速審査で対応しても良いのではないかと思うが、よろしいか。

〔「はい」という声あり〕

審査結果： 継続審査

2. 報告事項

(1) 迅速審査結果報告

事務局より 2025 年度 第 5～8 回迅速審査結果について報告があり、これを確認した。

(2) UMIN-CTR 臨床試験登録課題の進捗状況について

事務局より登録されている 1 件について報告があり、これを確認した。

3. その他

・次回以降の委員会開催日程について

事務局より、次回以降の委員会について説明があった。

以上